

老人福祉センター及びかたらいの郷の利用時間見直しについて

市では、現在、老人福祉センターあけぼの、老人福祉センターさくら荘、かたらいの郷について、市の条例に定める利用時間の見直しを検討しております。

老人福祉センターは、高齢者の福祉の増進を図るための施設です。市内には、寺田に「あけぼの」（昭和56年開設）と、岡に「さくら荘」（昭和55年開設）の計2カ所があります。また、かたらいの郷は世代間との交流及び高齢者の生きがいの増進を図るための施設として平成8年に開設されました。

3施設は、開設以来、ご高齢のかたを中心に市民の皆様にご利用いただいておりますが、近年は利用者数が減少しており、その一方で、施設や設備を維持するために、事業に要する経費は徐々に増加しております。

そこで、市では、継続的かつ効率的なサービスの提供を行うために、現在、午後7時00分（かたらいの郷については午後9時00分）までと定めている利用時間を、令和4年4月1日より午後5時00分までと変更いたします。

市民の皆様には、ご利用時間の変更にご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、引き続き、取手市立老人福祉センターあけぼの・さくら荘、取手市立かたらいの郷について、ご利用をいただきますようお願い申し上げます。

老人福祉センター、かたらいの郷の運営状況の推移について

○ご利用者の減少と経費の増加

3施設のご利用者数は、平成25年度と比較すると、令和元年度の6年間で30%から10%ほど減少しています。また、令和2年度はご利用者が激減いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響と考えられます。

老人福祉センターあけぼの

年度	H25	H30	R1	R2
市が負担した経費（円）	40,683,822	40,184,207	40,897,995	40,484,823
利用者数（人）	54,981	43,475	38,746	14,841
H25からの利用者の推移	100%	79%	70%	27%

老人福祉センターさくら荘

年度	H25	H30	R1	R2
市が負担した経費（円）	28,909,478	29,177,912	29,439,851	32,973,944
利用者数（人）	23,224	17,460	20,599	9,072
H25からの利用者の推移	100%	75%	89%	39%

かたらいの郷

年度	H25	H30	R1	R2
市が負担した経費（円）	37,012,562	33,067,814	34,018,043	34,820,482
利用者数（人）	113,445	90,157	79,450	34,867
H25からの利用者の推移	100%	79%	70%	31%

※数値は各年度の取手市一般会計決算書より

【案件名】

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【概要】

取手市立老人福祉センターあけぼの、取手市立老人福祉センターさくら荘、取手市立かたらいの郷について、これらの施設の利用時間について規定する条例の改正を行うものです。

【条例改正の趣旨】

利用時間について、午後7時まで（かたらいの郷については午後9時まで）と定められているものを、午後5時までといたします。

【変更予定日】

関連条例を改正し、令和4年4月1日からの施行を予定しています。

【条例改正案】

○取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例

改正後	改正前
<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 老人福祉センター及び障害者福祉センターの利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 老人福祉センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入浴施設の利用時間は、午前10時からとする。</p> <p>(2) 障害者福祉センターの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>2 老人福祉センター及び障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に規定する日を除く。)</p> <p>(4) <u>障害者福祉センターにあっては、前3号に規定する日のほか、月曜日を休館日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p>	<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 老人福祉センター及び障害者福祉センターの利用時間は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(1) 老人福祉センターの利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、入浴施設の利用時間は、午前10時からとする。</p> <p>(2) 障害者福祉センターの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>2 老人福祉センター及び障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に規定する日を除く。)</p> <p>(4) <u>障害者福祉センターの休館日は、月曜日及び前各号とする。</u></p>

○取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

（利用時間及び休館日）

第4条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。

施設	利用時間	休館日
<u>研修室(A)</u> <u>研修室(B)</u> <u>清風の間</u> <u>クッキングサロン</u> <u>ファミリーサロン</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に規定する日を除く。)
<u>かたらいの間</u> <u>ステージ</u> <u>控室</u> <u>娯楽室</u> <u>つつじの湯</u> <u>大利根の湯</u> <u>リラクゼーションルーム</u>	(1) <u>7月から9月まで</u> <u>午前9時から午後9時まで</u> (2) <u>10月から6月まで</u> <u>午前9時から午後7時まで</u> <u>ただし、つつじの湯及び大利根の湯の利用時間は、午前10時からとする。</u>	
<u>交流広場</u>	(1) <u>夏期(4月から9月)</u> <u>午前9時から午後7時まで</u> (2) <u>冬期(10月から3月)</u> <u>午前9時から午後5時まで</u>	

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

（利用時間及び休館日）

第4条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。

施設	利用時間	休館日
<u>研修室(A)</u> <u>研修室(B)</u> <u>清風の間</u> <u>クッキングサロン</u> <u>ファミリーサロン</u> <u>かたらいの間</u> <u>ステージ</u> <u>控室</u> <u>娯楽室</u> <u>リラクゼーションルーム</u> <u>交流広場</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に規定する日を除く。)
<u>つつじの湯</u> <u>大利根の湯</u>	<u>午前10時から午後5時まで</u>	